

現 行	改 正 後
<p>9 A 特定目的会社、特定目的信託（SPC、SPT）関係</p> <p>別紙様式 1</p> <p>[特定目的会社 届出書類チェックリスト] (略)</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>① (略)</p> <p>② 添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定款 ○ 資産流動化計画 ○ 特定資産譲受の契約書又は予約契約書（調印済のもの） ○ 開発に係る契約書（開発型に限る） ○ 特定資産譲受業務委託契約書（規則第18条第7号ロの場合であって、取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合に限る。） ○ 特定資産管理処分信託契約書案（信託設定する場合に限る。） ○ 特定資産管理処分委託契約書又は予約契約書（規則第18条第7号ロの場合であって、取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合は、当該委託に係る契約の契約書案） ○ 法第6条の承認があったことを証する書面 ◎ 特定目的会社の登記事項証明書 ◎ 役員等の住民票の写し若しくは住民票の記載事項証明書（当該役員が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書）又はこれらに代わる書面 	<p>9 A 特定目的会社、特定目的信託（SPC、SPT）関係</p> <p>別紙様式 1</p> <p>[特定目的会社 届出書類チェックリスト] (略)</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>① (略)</p> <p>② 添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定款 ○ 資産流動化計画 ○ 特定資産譲受の契約書又は予約契約書（調印済のもの） ○ 開発に係る契約書（開発型に限る） ○ 特定資産譲受業務委託契約書（規則第18条第7号ロの場合であって、取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合に限る。） ○ 特定資産管理処分信託契約書案（信託設定する場合に限る。） ○ 特定資産管理処分委託契約書又は予約契約書（規則第18条第7号ロの場合であって、取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合は、当該委託に係る契約の契約書案） ○ 法第6条の承認があったことを証する書面 ◎ 特定目的会社の登記事項証明書 ◎ 役員等の住民票の写し若しくは住民票の記載事項証明書（当該役員が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書）又はこれらに代わる書面

現 行	改 正 後
<ul style="list-style-type: none"> ◎ 取締役、監査役及び重要使用人が欠格事由に該当しない旨の官公署の証明書（略称、証明書） ○ 役員及び重要使用人の履歴書又は沿革 ○ 取締役、監査役及び重要使用人が欠格事由に該当しないことの誓約書 ○ 会計参与が公認会計士若しくは監査法人又は税理士若しくは税理士法人に該当する旨を証する書面又はその写し（会計参与設置会社である場合に限る。） ○ 会計参与が欠格事由に該当しないことの誓約書 ○ 特定社員の名簿及び親会社の株主又は社員の名簿 ○ 特定資産の譲渡人が当該特定資産の権利者であることを証する書面 ○ （新設） ○ （新設） <p style="text-align: center;">（注）◎・・・申請日前3月以内のもの 契約書については副本又は謄本であること</p> <p>(2) ~ (5) (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 取締役、監査役及び重要使用人が欠格事由に該当しない旨の官公署の証明書（略称、証明書） ○ 役員及び重要使用人の履歴書又は沿革 ○ 取締役、監査役及び重要使用人が欠格事由に該当しないことの誓約書 ○ 会計参与が公認会計士若しくは監査法人又は税理士若しくは税理士法人に該当する旨を証する書面又はその写し（会計参与設置会社である場合に限る。） ○ 会計参与が欠格事由に該当しないことの誓約書 ○ 特定社員の名簿及び親会社の株主又は社員の名簿 ○ 特定資産の譲渡人が当該特定資産の権利者であることを証する書面 ○ <u>競争入札に係る実施要項を記載した書面若しくはこれに準ずる書面（当該競争入札を実施する者が作成し、複数の者に交付したものに限る。）又はその写し（特定資産を譲り受けるために入札の方法による競争に参加する場合であって、法第7条第1項（法第11条第5項において準用する場合を含む。）の規定により規則第7条第1項第1号に掲げる契約の契約書の副本又は謄本の添付を省略する場合）</u> ○ <u>信託に係る契約又はその予約の契約書の副本又は謄本（当該契約書の副本又は謄本を提出できない場合は、当該信託に係る契約の契約書案）（資産流動化計画に従い信託の受益権を譲り受けようとする場合）</u> <p style="text-align: center;">（注）◎・・・申請日前3月以内のもの 契約書については副本又は謄本であること</p> <p>(2) ~ (5) (略)</p>

現 行		改 正 後	
特定目的会社届出審査書（資産流動化計画以外） 届出者		特定目的会社届出審査書（資産流動化計画以外） 届出者	
審 査 項 目	審 査 結 果	審 査 項 目	審 査 結 果
1. ～ 3. (略)		1. ～ 3. (略)	
(略)		(略)	
4. 取締役、監査役及び使用人が特定資産の譲渡人、特定資産の管理処分業務の委託者、特定資産の管理処分を行わせるために設定された信託の受託者、特定資産が信託の受益権である場合の当該信託受託者又は特定持分信託の受託者（譲渡人、受託者が法人の場合は、その役員）でないこと。（法第70条1項7号、8号、9号、10号又は法第198条）		4. 取締役、監査役及び使用人が特定資産の譲渡人、特定資産の管理処分業務の受託者、特定資産の管理処分を行わせるために設定された信託の受託者、特定資産が信託の受益権である場合の当該信託受託者又は特定持分信託の受託者（譲渡人、受託者が法人の場合は、その役員）でないこと。（法第70条1項7号、8号、9号、10号又は法第198条）	
・ 誓約書、履歴書（添付書類）		・ 誓約書、履歴書（添付書類）	
5. ～10.		5. ～10.	
(略)		(略)	

現 行				改 正 後			
審 査 項 目		審 査 結 果		審 査 項 目		審 査 結 果	
(新設)				11. 信託の受益権を特定資産として譲り受ける場合、当該信託に係る契約書に、当該信託の受託者が当該信託に係る信託財産の管理及び処分に関する重要な事項につき知った事実を遅滞なく受益者に通知する義務を有する旨の記載があるか。(法第201条)			
(新設)				<ul style="list-style-type: none"> 信託契約書又はその予約契約書(添付書類) 			
資産流動化計画の記載内容についてのチェックリスト				資産流動化計画の記載内容についてのチェックリスト			
項 目	関連条文	審 査 す る 内 容	チェック欄	項 目	関連条文	審 査 す る 内 容	チェック欄
1.～3. (略)	(略)	(略)		1.～3. (略)	(略)	(略)	
3-2. 特定短期社債の発行等に関する事項	法2条⑧	(略)		3-2. 特定短期社債の発行等に関する事項	法2条⑧	(略)	

金融監督等にあたっての留意事項について -事務ガイドライン- 第三分冊：金融会社関係

現 行				改 正 後			
項 目	関連条文	審 査 す る 内 容	チェック欄	項 目	関連条文	審 査 す る 内 容	チェック欄
	一～三 (略)	(a)～(c) (略)			一～三 (略)	(a)～(c) (略)	
	四	(d) 担保付社債信託法の規定及び法第130条第2項の規定により担保が付されるものでないこと。			四	(d) 担保付社債信託法の規定により担保が付されるものでないこと。	
	法5条①二ホ	(略)			法5条①二ホ	(略)	
	(略)	(1)～(13) (略)			(略)	(1)～(13) (略)	
4.～5. (略)	(略)	(略)		4.～5. (略)	(略)	(略)	
6. 特定 資産に関する事項	(略)	(1)～(8) (略)		6. 特定 資産に関する事項	(略)	(1)～(8) (略)	
	規則18条七ハ	【特定社債継続発行スキームの場合】 (9) (略)			規則18条七ハ	【特定社債継続発行スキームの場合】 (9) (略)	
	同 (1)	(a) (略)			同 (1)	(a) (略)	
	同 (2)	(b) 発行される資産対応証券が、担保付社債信託法の規定又			同 (2)	(b) 発行される資産対応証券が、担保付社債信託法の規定によ	

金融監督等にあたっての留意事項について -事務ガイドライン- 第三分冊：金融会社関係

現 行				改 正 後			
項 目	関連条文	審 査 す る 内 容	チェック欄	項 目	関連条文	審 査 す る 内 容	チェック欄
		は法第130条第2項の規定により担保が付された特定社債であるか。				り担保が付された特定社債であるか。	
	同(3)	(c) (略)			同(3)	(c) (略)	
	(略)	(10) (略)			(略)	(10) (略)	
7.~9. (略)	(略)	(略)		7.~9. (略)	(略)	(略)	